176

質問第一七六号

二〇一九年版外交青書における北方領土の記載に関する質問主意書

出者 源馬謙太郎

提

二〇一九年版外交青書における北方領土の記載に関する質問主意書

先月閣議で報告されたとされる二○ 一九年版外交青書において、 北方領土は日本に帰属する、 との表現が

削除されたと報道された。これまでの外交青書において、 一九五七年以降継続的に、少なくとも二〇〇九年

から二〇一八年までは必ず「北方領土は日本固有の領土」あるいは「北方四島は日本に帰属する」と明記さ

れてきた。このことにつき、以下質問する。

今年の外交青書で、これまで継続的に明記してきた「北方四島は日本に帰属する」との表現を削除した

のはなぜか。

今年の外交青書において、 「北方四島は日本に帰属する」との表現を削除したのは外務大臣の判断か。

三 外務大臣の判断でない場合、誰が決定したのか。

兀 北方領土に関する「北方四島は日本に帰属する」としてきた日本の立場、 認識は変わったのか。

Ŧī. 国後島および択捉島、 歯舞群島および色丹島の北方四島は日本に帰属するか。

右質問する。